

○上天草市病院事業非常勤職員の報酬等に関する要綱

制定 平成19年6月1日病院事業管理者決裁

改正 平成28年3月11日病院事業管理者決裁

上天草市病院事業非常勤職員の報酬等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年上天草市条例第26号)第26条の規定に基づき、非常勤職員(上天草市病院事業非常勤職員取扱要綱(平成28年3月11日病院事業管理者決裁)第2条に規定する非常勤職員を除く。以下同じ。)の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(通勤に要する費用)

第3条 非常勤職員のうち、管理者が定めるものには、通勤に要する費用に相当する額を支給する。

2 前項の額は、20,000円を超えない範囲内で管理者が定める。

(支給方法)

第3条 報酬及び通勤に要する費用は、勤務に従事した日に支給する。ただし、上天草市病院事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるときは、管理者が定める日に支給することができる。

2 前項に規定する支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

3 報酬及び通勤に要する費用は、非常勤職員の申出により口座振替の方法により支給することができる。

(会議等出席の費用弁償)

第4条 非常勤職員が管理者又は会議招集権者の召集通知に応じて会議等に出席したときは費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額
医師	日額 250,000 円以内
看護師	日額 10,000 円以内
准看護師	日額 9,000 円以内
看護助手	日額 7,000 円以内
講師	日額 24,000 円以内
その他の非常勤職員	日額 6,000 円以内